

令和3年9月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 長谷川太郎

感染対策のための実地での研修に係る令和3年度における第三次募集について
神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

感染対策のための実地での研修に係る令和3年度における
第三次募集について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省が実施する介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修につきましては、令和3年4月21日付（介18）および同年6月1日付（介38）文書にてご連絡をさせていただいていたところですが、

今般、別添のとおり令和3年度において感染症の専門家による実地での研修を希望する事業所について、第三次募集が実施されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

研修に係る申し込み方法等の実施要綱につきましては、添付事務連絡の別添をご参照ください。

事務連絡
令和3年9月16日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

感染対策のための実地での研修に係る令和3年度における第三次募集について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますこと感謝申し上げます。

介護保険サービスの提供に当たっては、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において、感染拡大防止に向けた留意点等をお示ししているところです。また、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等において、介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策に係る研修教材を公開するとともに、感染症の専門家を希望する介護保険施設又は事業所（以下、「施設等」という）に派遣し、「実地での研修」を行っているところです。

今般、別添のとおり令和3年度において感染症の専門家による実地での研修を希望する施設等について、第三次募集を実施いたします。

つきましては、管内の関係団体及び施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

1. 実地での研修について

- 第三次募集期間 令和3年9月20日（月）～10月1日（金）
- 目的、対象等の詳細は別添を参照
 - ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、専門家とのマッチングが実施できず、研修が実施できない場合があります。

2. 備考

- 応募の要件となっている研修プログラムについては、「感染症対策力 向上のための研修教材配信サイト」を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

以上

(問合せ先)

○ 本事務連絡について

厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課

TEL：03-5253-1111（内線3962、3972）

○ 感染症対策のための実地での研修事務局

メールアドレス：k_toiawase@jmar.co.jp

※ 問い合わせは、メールにてお願いいたします。

なお、電話でのご相談の場合は、上記メールアドレスに、
電話がほしい旨と、連絡先となる電話番号をご記載
ください。事務局から折り返しお電話します。

感染症対策のための実地での研修に関する実施要綱（第三次募集）

1. 目的

介護保険施設又は事業所（以下、「施設等」という）での新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止のため、介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染症発生時の備えを理解し実施できるよう、感染症の専門家（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師）を施設等に派遣し、当該施設等の個別性に応じた感染対策について指導・助言を行う。

なお、派遣する感染症の専門家は、可能な限り当該施設等の所在する都道府県内の感染症専門家とし、医療と介護の連携に向けた顔の見える関係構築を目指す。

実地での研修を受けた施設等については、必要に応じて近隣地域の施設等とも研修で得た知見を共有することを期待する。

2. 実施主体

厚生労働省（株式会社日本能率協会総合研究所へ委託）

3. 対象

次の要件を満たす施設等

管理者或いは感染対策教育担当者（以下、「管理者等」という）が「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」（「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡））のうち、職員向け研修プログラムを全て受講済みであること。

なお、管理者等以外の職員については、申込時点で受講を完了していることは求めないが、実地での研修内容を理解しやすいように、受講を完了しておくことが望ましい。

※ 上記研修プログラムについては、以下のURLにアクセスし、「【管理者・感染対策教育担当者向け】感染症対策力向上のための研修教材配信サイト」を参照のこと。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

4. 内容と時間

(1) 内容

- ①当該施設等の感染対策状況に関する助言
- ②個人防護具の着脱方法（個人防護具は施設で用意すること。）※講師用の標準的な個人防護具は事務局から施設等に事前に送付する。
- ③感染疑い等が発生した場合の当該施設での対応方法（ゾーニング含む）
- ④その他、施設等のニーズに応じた内容

(2) 時間と項目

原則として 13:30～17:30（最大4時間）

- 施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
 - 当該施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答（施設等で困っていること、確認したいことなど）
 - 個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等
 - 感染疑い等が発生した場合の当該施設等での対応方法（ゾーニング含む）（説明及び質疑応答、施設等内での実地アドバイス等）
- ※実施の順番等は、施設等と講師の状況に応じて柔軟に対応すること。

5. 応募方法と受付数

(1) 応募方法

管理者・感染対策教育担当者向けのIDにて「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」職員向け研修プログラムを受講し、受講後に入力が可能となる申し込みフォーム（申し込み（三次・実地での研修））から応募すること（具体的な方法は7. ③を参照）。

研修受講を希望する日（時間は原則として13:30～17:30）は、第1希望から第5希望まで必ず記入すること。

※受講希望日は、令和3年10月25日（月）～令和4年1月28日（金）までの期間のうち、希望する日程を記入すること。必ず第5希望まで記入すること。記入いただいた日のいづれになっても支障がないように調整すること。希望したい日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合がある。

また、

ア 感染管理への取組状況としてマニュアルの作成状況

イ 利用している個人防護具

ウ 実地での研修において、特に知りたいこと、学びたいことについても、記入すること。

※応募内容は、講師の方に共有する。実地での研修の可否等については、応募後、10月15日を目安に委託事業者から申し込み事業者に通知する。

(2) 受付数

200事業所程度

(3) 募集期間

令和3年9月20日（月）～10月1日（金）

(4) 実施期間

令和3年10月25日（月）～令和4年1月28日（金）